

保発 1028 第 10 号
令和元年 10 月 28 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長
日本医師会長
日本歯科医師会長
日本薬剤師会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第 65 号。以下「改正省令」という。)が 10 月 28 日に公布されたので通知する。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図るとともに、施行に向けて十分に御留意いただくようお願いする。

なお、改正省令の施行に伴う事務手続き等の詳細な取扱いについては、別途通知する予定であることを申し添える。

記

第 1 改正省令の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 9 号。以下「改正法」という。)により、被保険者番号が個人単位化されることに伴い、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)等に規定される被保険者証等の様式について、「枝番」記載欄を設ける等の所要の改正を行うこと。

第2 改正省令の内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

(1) 以下の各様式について「枝番」記載欄を追加する改正を行うこと。

- ・様式第9号(1)～(4)（被保険者証）
- ・様式第10号(1)(2)（高齢受給者証）
- ・様式第12号（特別療養証明書）
- ・様式第13号（特定疾病療養受療証）
- ・様式第13号の2（限度額適用認定証）
- ・様式第14号（限度額適用・標準負担額減額認定証）

(2) その他所要の改正を行うこと。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

(1) 以下の各様式について「枝番」記載欄を追加する改正を行うこと。

- ・様式第1号(1)(2)（被保険者証）
- ・様式第2号（高齢者受給者証）
- ・様式第3号（療養補償証明書）
- ・様式第4号（継続療養受療証明書）
- ・様式第5号（特定疾病療養受療証）
- ・様式第6号（限度額適用認定証）
- ・様式第7号（限度額適用・標準負担額減額認定証）

(2) その他所要の改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

(1) 以下の各様式について「枝番」記載欄を追加する改正を行うこと。

- ・様式第1号～第1号の2の3（被保険者証）
- ・様式第1号の3・第1号の3の2（被保険者資格証明書）
- ・様式第1号の4～第1号の5の2（高齢受給者証）
- ・様式第1号の6～第1号の6の4（食事療養標準負担額減額認定証）
- ・様式第1号の7・第1号の7の2（特定疾病療養受療証）
- ・様式第1号の8～第1号の8の4（限度額適用認定証）
- ・様式第1号の9・第1号の9の2（限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ・様式第7号・様式第7号の2（退職被保険者等に関する被保険者証）

(2) 以下の様式について「資一」の記載を削除する改正を行うこと。

- ・様式第1号の3・第1号の3の2（被保険者資格証明書）

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第4条関係）

以下の様式について「資一」の記載を削除する改正を行うこと。

- ・様式第3号（被保険者資格証明書）

5 経過措置

この省令による改正前の様式により使用されている書類及び用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、引続き使用することができること。

第3 施行期日

改正省令は改正法附則第1条第4号の政令で定める日から施行すること。